

令和8年度

第35回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年5月13日（水曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	非農地通知について

出席委員（17名）

1 番 井口 健
2 番 中村 弘
3 番 吉中 雅三
4 番 曾根 光彦
5 番 小方 保寛
7 番 谷河 績
8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘

17番 貴志 年伸

18番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博

欠席委員

10番 森 博克

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

企 画 員 森元 美沙

企 画 員 本田 雅彦

主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 續） ただいまより、第35回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る4月28日、曾根委員、笠野委員、貴志委員、岩橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、森委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉中委員、曾根委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、17件ありました。

No. 5については持分放棄、No. 11については里道の払下げ、それ以外はすべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 5は住所が・・・ですが、和歌山市内の姉が耕作、No. 8は住所が・・・ですが本人が耕作、No. 13、14は住所が・・・、No. 15、16は住所が・・・ですが、いずれも和歌山市内の共有者が耕作することです。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第13号に規定する電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置についての届出で1件ありました。

高圧線鉄塔の老朽化に伴う鉄塔の建替えを実施するものです。

申請地は、工事に伴う工事用地として一時転用し、賃貸借します。

なお、和歌山県と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で1件ありました。

4月30日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。

4月9日付、4月20日付、4月30日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の計画で、新規の計画が17件ありました。

なおNo. 7については、P17の議案第1号遊休農地の証明願についてのNo. 1と関連です。

また、R8年度の計画分から借人の耕作地に荒廃農地がないことを確認しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

します。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借り手から証明願が2件ありました。

対象農地の面積は、田が1,003㎡、畑が1,090㎡で合計面積2,093㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No.1については、P14の報告事項 農用地利用集積等促進計画についてのNo.7と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が8件ございました。

No.1 昭和50年から農業用倉庫として利用している。

No.2 昭和57年から資材置場として利用している。

No.3 昭和30年頃から住宅敷地として利用している。

No.4 平成2年頃から住宅及び駐車場として利用している。

No.5 昭和60年頃から倉庫用地及び作業場として利用している。

No.6 昭和40年から住宅敷地として利用している。

No.7 20年以上前から進入路の一部として利用している。

No.8 昭和60年頃から山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、N o. 2、5は市街化区域の使用貸借権3年の設定、N o. 3は市街化区域の新規耕作で耕運機を所有し、さつまいも等を栽培予定、N o. 7は新規耕作でトラクター、田植機、コンバイン等を知人から借り受け、水稻を栽培予定です。

また、N o. 7については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） N o. 7について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので貴志委員さん報告願います。

◆17番（貴志 年伸） 議案第3号N o. 7について報告いたします。

去る4月28日に岩橋委員及び事務局と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

本申請は農地法第3条の規定による許可申請で新規就農案件です。

事情聴取には申請人である・・・が出席されました。

この申請地は・・・の経営している会社に隣接する農地で、日常的な見回りや管理が可能であるとのこと。

農機具はいまのところ知人、友人からリースとのことでした。

農業経験は無いですが地元の農業者さんや弟さんが水稻を栽培しており指導を仰ぎながら耕作してゆく予定であるとのことでした。

以上の事から特に問題はないと思われますが、皆様の慎重な御審議の程よろしくお願いたします。

補足になりますが申請地の一部に地権者の異なる水田がありますが、・・・が耕作しているときから一体で耕作されており、

今後も以前のように一体で耕作して欲しいとの事で了承を得ています。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので合わせてご覧ください。

N o. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあたるため、第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は、隣接する妻方の実家に居住する夫婦で、小学校、駅などが近くにあり、住環境に適した土地で利便性が良いことから、当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

また、使用貸借権の設定です。

N o. 2 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われます。

申請人は、・・・を営む法人で、現在申

請地北側の隣接地において、自社工場が稼働しておりますが、・・・から市道を経由して進入する大型トラックが近隣住民の通行に支障をきたすことから、県道からの進入路を整備したいとのことです。

また、駐車場及び資材置場が不足することから転用申請するものです。

なお、令和8年3月12日付で、農用地区域を除外しております。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内の賃貸住宅に居住する個人で、実家の営農の手伝いや互いの生活を協力し合えるため、実家の隣接地である申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

また、令和8年3月12日付で農用地区域を除外しております。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

駅、公園、サービスセンターが徒歩圏内にあり、自動車ですら約10分の場所に商業施設が整っており、住環境に適していることから、当該申請地を分譲住宅として、転用申請するものです。

なお、開発許可申請及び特定事業許可の申請中です。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、・・・が増えてきており、資材置き場を探していた

ことから、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

なお、申請地西側の農地の所有者は、・・・のため、令和8年3月15日に本人受取の郵送で本計画の説明文、図面、同意書を発送しましたが、連絡がない状況で、同意書は得られておりませんが、日照、通風に影響がなく、また、土砂の流出を防ぐ措置として擁壁を設置することで影響がないと思われます。

また、地元委員からは、長い間、作付けしていないことを確認しております。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

インターチェンジに近く交通の便が良いことや小学校まで近いことから、需要が見込まれるため、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請及び特定事業許可の申請中です。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

搬入資材が増え新たな資材置場を探していたことから、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 8 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内にサービスセンターがあるため、第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

・・・の角地で、地元の方は元より、周

辺の官公庁・事業所の職員や旅行や出張などで和歌山市へ訪れた方など幅広い方々の需要が見込まれることから、当該申請地を飲食店へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

また、賃借権の設定です。

N o . 9 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

・・・で立地条件が良いことからロードサイドに大型スーパー及び自動車販売等の貸店舗として転用申請するものです。

転用完了後・・・と賃貸借します。

なお、開発許可申請及び特定事業許可の申請中です。

N o . 10 申請地は、N o . 9と同じで、第2種農地に該当します。

当該案件は、N o . 9の付帯工事で、貸店舗建築に伴い、水路の付け替えを行うことから、転用申請するものです。

N o . 11 申請地は、N o . 9と同じで、第2種農地に該当します。

当該案件は、N o . 9の付帯工事で、貸店舗敷地内だけでは十分な駐車場台数を確保することができないため、貸店舗関係者の貸露天駐車場として転用申請するものです。

転用完了後・・・と賃貸借します。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、N o . 2、N o . 5、N o . 7及びN o . 11につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する

旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、N o . 5、N o . 6及びN o . 9については、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） N o . 5について、曾根委員さん報告願います。

◆4番（曾根 光彦） 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご報告いたします。

去る4月28日笠野委員及び事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

今回の申請地は、・・・であります。

今回の申請理由は、譲渡人・・・が令和7年5月19日に農地を相続しましたが農業経験も無く今後も農業をする予定がないとのことで売買を考えていたところ、譲受人、・・・との話がまとまり今回の契約に至ったそうです。

譲受人、・・・を営んでいる事業者であり、現在事務所用地の一部で・・・等管理しております。

現在では・・・も行っております。

今回申請地南側の・・・所有の宅地も同時に購入し既存建物を解体し資材置場として一体利用し整地を行い砕石仕上げする予定です。

また、雨水等については南側の水路に放流する計画で既に・・・の同意済であります。

なお、現在西側隣接農地の所有者は・・・に同意を頂いて居りません、・・・に令和8年3月15日付本人あて郵送で同意書を送付したそうですが何ら連絡がないそう

です。

再度、郵便で送るよう依頼いたしました。
特に問題ないものと思われませんが、委員皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

報告は以上ですが事務局にお尋ねします、郵便についてその後どうなりましたか。

◆藤田副課長 同意が取れていないので、再度5月10日付で・・・に郵便を送ってもらい、その文書の内容と郵便追跡の結果をいただいております。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 6について、岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 5条No. 6を報告いたします。

4月28日貴志委員、事務局と現地調査並びに事聴取を実施しました。

申請地は・・・にまたがっている農地で、北側は同じ・・・の大型分譲住宅地、南側は・・・に囲まれています。

排水は北側の小さい用水路に放流する予定とのこと。

事情聴取には・・・が同席しました。

質問した内容としては、排水について、南側に・・・があるのに、北側の小さな用水路へなぜ放流するのかという問いに対して、地元の要望だということでした。

申請理由は、隣接の分譲が好評だったため今回・・・の申請をしたということです。申請者は・・・に許可した・・・の分譲地の他、それ以前に同じく・・・を許可されているが、両方の分譲地を当日調査したところ、両方合わせて7、8戸が未着工であった。

これで好評だと言えるのですかということに對しまして、昨今の住宅資材不足、特に配管資材が手に入らないのと建築確認に6ヶ月以上もかかるので遅れているという事でした。

今回の完了予定日はいつですかということについては、住宅資材の供給状況により未定ですとの事でした。

以上が聞き取り内容でした。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 9について、笠野委員さん報告願います。

◆11番（笠野 喜久雄） 農地法第5条第1項に規定する許可申請に対する意見について説明させていただきます。

去る4月28日、曾根委員、事務局職員と私で現地調査及び事情聴取を行いました。申請者側の出席者は、・・・の方でした。

申請地の所在地は、議案書のとおりで、・・・の第2種農地です。

当該農地の転用は、ロードサイド不動産を開発し、その後、貸店舗で利益を上げている申請会社がこの度、国道24号線沿いの申請地に同事業を展開するための転用です。

開発区域内にある農業用水路及び農道の付け替えが必要となることから、市の耕地課及び用地課の了解を得ているとのことでした。

申請地には、・・・を設けるほか、雨水については、東側店舗用地には約1,500m³の貯留槽を設け集水後、東側の付け替え水路に放流し、西側店舗にも約900m³の貯留槽を設け集水後北西側付け替え水路に放流し、また、汚水、生活排水について

は、それぞれの店舗に合併浄化槽を設置し、処理後放流するという事です。

周囲は、擁壁を設けるため、土砂等の流出はないものと考えます。

また、隣接地の同意も得られています。

以上のことから周辺農地への影響は考えられず、問題はないと思われますが、委員の皆様の御審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆本田企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので合わせてご覧ください。

No. 1からNo. 4について一括して、説明させていただきます。

当該案件につきましては、議案第4号No. 9の付帯工事で、第2種農地に該当します。

申請人は、それぞれ和歌山市内に在住する個人で、貸店舗建築に伴い、農道の付け替えを行うことから、転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号を可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

名草地区毛見で（77件、150筆）を貴志農業委員、南方推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。

面積はすべて畑で3筆451㎡です。

議案書番号1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） ほかに何かありませ

んか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございますので第35回総会を閉会いたします。

13時35分 閉会